

一般社団法人八幡平市体育協会大会運営力向上事業実施要項

-審判資格取得事業-

1 趣旨

一般社団法人八幡平市体育協会(以下、「体育協会」という)の加盟団体の会員が公認審判員(役員)の資格取得に要する費用を助成することにより、各競技団体公認審判員(役員)の育成と資質向上を図り、大会運営力向上事業に要する経費に対し、予算の範囲内で交付する。

2 主催

一般社団法人八幡平市体育協会

3 共催

八幡平市

4 主管

体育協会加盟団体

5 対象期間

令和8年4月1日(水)～令和9年3月31日(水)

但し、資格取得の合否が年度内でない場合についてはこの限りではないが、資格取得されなかった場合については、全額返金するものとする。

6 助成対象

体育協会加盟団体の会員で八幡平市に在住または勤務し、本市のスポーツ振興に協力可能な者。ただし、職業スポーツ指導者は除く。

7 事業内容

(1) 公認審判(役員)資格取得事業。

各加盟団体が所属する上部団体が認めた審判資格

(2) その他体育協会会長が認めた資格。

8 助成経費の対象

(1) 資格取得に係わるテキスト代、受講料(取得試験料を含む)、新規登録料、旅費等とし、旅費の算出方法については、体育協会派遣費支給規程を準用する。

(2) その事業に対し直接本人に要する経費とする。

(3) 新規審判資格を取得したもの。

(4) その他体育協会会長が認めるもの。

9 前項の規定にかかわらず次の各号については経費の対象としない。

(1) 日当

(2) 飲食費

(3) 備品購入費(資格取得後に残存価格が生じ、本人に物品が残るもの)

(4) 他の団体から補助又は経費が支出されている事業

(5) 資格の更新による費用

(6) その他体育協会会長が適当でないと認める経費

10 助成金の額

- (1) 補助対象経費の額は、1 団体 1 種目 5 万円以内を年間の限度とする。
- (2) 審判資格取得に係る助成費の割合は、算定した額の 2 分の 1 として、100 円未満は切り捨てる。
- (3) 審判資格取得にあたり、試験、実技審査をせずに取得できる審判資格については、算定した額の 3 分の 1 として、100 円未満は切り捨てる。

11 助成金の申請

この補助金を申請しようとする者は、大会運営力向上事業助成金交付申請書（様式-1）に事業計画書（様式-2）、収支予算書（様式-3）、受講者名簿（様式-4）を添付し、事前に体育協会へ提出しなければならない。

12 助成金の決定

助成金交付申請書の提出があったときは、その内容を精査し適当であると認めるときは、大会運営力向上事業助成金交付決定通知書（様式-5）により通知するものとする。

また、交付すべき助成金が申請金額を下回る場合は、決定額で交付するものとする。

13 助成金の請求

事業が完了したならば、速やかに大会運営力向上事業助成金交付請求書（様式-6）に、事業実績報告書（様式-7）、収支決算書（様式-8）取得した資格証の写しを添付し、体育協会へ提出しなければならない。

14 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。